

記者発表資料
平成25年2月28日
担当：(公財) 仙台市産業振興事業団
中小企業支援課
直通：724-1212

「金融円滑化法終了に伴う特別相談窓口」の設置について

本年3月末に予定されている「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下、金融円滑化法)の期限到来に伴い、経営や資金繰りに関して不安を抱いている中小企業者の皆様も多くいらっしゃいます。

そこで、(公財)仙台市産業振興事業団では、下記のとおり、「金融円滑化法終了に伴う特別相談窓口」を設置し、関係機関と連携しながら、金融円滑化法の期限到来に起因する資金繰りや経営改善計画などに関する相談に応じます。

記

- 名称 「金融円滑化法終了に伴う特別相談窓口」
- 設置期間 平成25年3月1日(金)午前8時30分から当面の間
- 開設時間 8:30~17:00
※平日のみ(土日祝日及び年末年始等は閉所)
- 設置場所 仙台市青葉区中央1-3-1AER7階
(公財)仙台市産業振興事業団内
- 相談対応者 原則として当事業団窓口相談員
※中小企業診断士や金融機関OBなど
- 相談料 無料
- 相談内容
 - ・金融円滑化法の期限到来に伴う資金計画について
 - ・経営改善計画書の作成方法について
 - ・金融機関や関係機関等と連携した対応策について 等

お問い合わせ先
公益財団法人仙台市産業振興事業団
地域産業振興部 中小企業支援課 笹井、玉置
〒980-6107 仙台市青葉区中央1-3-1 AER 7F
TEL: 022-724-1212 FAX: 022-715-8205
E-mail: shiencenter@siip.city.sendai.jp
URL: <http://www.siip.city.sendai.jp>